

令和6年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

佐賀市西与賀町大字厘外821番地4

佐賀県有明海漁業協同組合

同代表者 代表理事 西久保 敏

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 佐賀県有明海漁業協同組合（以下「佐賀有明漁協」という。）は、次の(1)及び(2)の行為を取りやめなければならない。
 - (1) 佐賀有明漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、乾海苔の全量について系統出荷を求めることにより、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為
 - (2) 佐賀有明漁協の管轄する区域内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協への処分の一任を求めることにより、当該乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為
- 2 佐賀有明漁協は、次の事項を理事会において決議しなければならない。
 - (1) 前項(1)及び(2)の行為を取りやめること
 - (2) 指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めている

行為を取りやめている旨を確認すること

(3) 指定商社に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協が処分することの確認を求めている行為を取りやめている旨を確認すること

(4) 今後、前項(1)及び(2)の行為並びに本項(2)及び(3)の行為と同様の行為を行わないこと

3 佐賀有明漁協は、前2項に基づいて採った措置を、佐賀有明漁協の管轄する区域内の海苔生産者及び指定商社に通知し、かつ、自らの職員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

4 佐賀有明漁協は、今後、第1項(1)及び(2)の行為並びに第2項(2)及び(3)の行為と同様の行為を行ってはならない。

5 佐賀有明漁協は、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 乾海苔の取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成並びに同指針の自らの役員及び職員に対する周知徹底

(2) 乾海苔の取引に関する独占禁止法の遵守についての、自らの役員及び職員に対する定期的な研修並びに第三者による定期的な監査

6 佐賀有明漁協は、第1項から第3項まで及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人の概要

- ア 佐賀有明漁協は、平成19年4月2日に水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合であり、肩書地を主たる事務所として、佐賀県神埼市千代田町、佐賀市諸富町、同市川副町、同市東与賀町、同市久保田町、同市西与賀町、同市嘉瀬町、小城市芦刈町、杵島郡白石町、同郡江北町、鹿島市、嬉野市塩田町及び藤津郡太良町を管轄する区域（以下「佐賀有明漁協管内」という。）とし、漁獲物等の販売その他の経済事業等を行っている。
- イ 佐賀有明漁協は、設立当時、佐賀県有明海沿岸に存在していた18の漁業協同組合が合併して設立されたところ、これらの漁業協同組合は、佐賀有明漁協の設立後は同漁協の支所となっている。令和5年5月23日現在の佐賀有明漁協の支所数は15である。
- ウ 佐賀有明漁協は、平成19年8月1日、当時の上部団体であった佐賀県有明海漁業協同組合連合会の事業を包括承継した。
- エ 佐賀有明漁協は、意思決定機関として総会、総代会及び理事会を置き、経済事業等の運営方針を決定している。

(2) 佐賀有明漁協管内における海苔の養殖業

- ア 海苔の養殖業を営むためには漁業権が必要であるところ、佐賀有明漁協管内において、佐賀県知事又は農林水産大臣から海苔の養殖業に係る免許を受けて区画漁業権を取得しているのは、令和5年3月末日現在、佐賀有明漁協のみである。そのため、佐賀有明漁協管内において海苔の養殖業を営むためには、事実上、同漁協から区画漁業権の行使を認めてもらう必要がある。
- イ 令和5年3月末日現在、佐賀有明漁協の組合員のうち、海苔の養殖業に係る区画漁業権の行使を認められた者は673名であり、その多くは小規模な個人事業者である。

(3) 佐賀有明漁協における乾海苔の販売事業

- ア 佐賀有明漁協管内の海苔生産者は、生産した乾海苔のほとんど全ての販売を、同漁協に委託している。
- イ 佐賀有明漁協は、自ら定める「販売業務規程」の「受託販売は原則として入札販売を行」うとする規定に従い、佐賀有明漁協管内の海苔生産者から販売を受託し集荷した乾海苔について、検査を行い、かつ、自らが定め

る基準に基づき等級を付した上で、集荷した支所ごと、かつ、等級ごとにまとめ、自ら入札を実施し、同漁協管内の海苔生産者に代わって指定商社に販売している。

佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に参加できる指定商社は、令和5年3月末日現在、甲種指定商社及び乙種指定商社の合計で51社である。

ウ 佐賀有明漁協管内の海苔生産者にとって、同漁協が運営する共販は重要な販路となっており、自らが生産する乾海苔の全てについて代替する販路を確保することは困難である。

他方、佐賀有明漁協管内の海苔生産者の中には、乾海苔の取引価格によっては系統外出荷の方が多くの販売代金を得られる場合があると考えていること等から、同漁協が運営する共販に加え、系統外出荷を行いたいという意向を有している者がいる。

(4) 佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に関する条件等

佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札の参加資格等の条件のうち甲種指定商社に関するものは、九州地区で乾海苔の販売事業を行う漁連等（正会員が8の漁連等、准会員が全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という。））の任意団体である、九州地区漁連乾海苔共販協議会（以下「九州共販協議会」という。）が、入札を実施する他の会員と共通の条件として定めている。また、佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札の参加資格等の条件のうち乙種指定商社に関するものは、同漁協が定めている。

佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に参加できる指定商社のうち、甲種指定商社については九州共販協議会が指定し、乙種指定商社については同漁協が指定している。

九州共販協議会の正会員のうち、集荷した乾海苔の入札を自ら実施しているのは佐賀有明漁協、熊本県漁業協同組合連合会（以下「熊本県漁連」という。）及び福岡有明海漁業協同組合連合会（以下「福岡有明漁連」という。）である。その余の正会員が集荷した乾海苔については、全漁連が販売を受託し入札を実施している。

(5) 佐賀有明漁協管内及びその周辺区域における乾海苔の取引の状況

ア 佐賀有明漁協管内で生産される乾海苔は、ほとんど全てが佐賀有明漁協が運営する共販を利用して販売されており、その販売金額は令和2年度（令和2年7月から令和3年6月まで。以下「年度」というときは、この例に

よる。)で約200億4408万円、令和3年度で約217億7453万円、令和4年度で約167億8625万円である。

イ 有明海沿岸で生産される乾海苔は、製品化に際して「有明海産」等と生産地を明記している場合があるほか、日本国内の他の地域で生産される乾海苔とは特徴及び用途を異にしていることから、他に代えることが困難な場合が多い。有明海沿岸で生産される乾海苔は、ほとんどが佐賀有明漁協、熊本県漁連、福岡有明漁連又は全漁連が運営する共販を利用して販売されており、それらの販売金額の合計は、令和2年度で約432億8161万円、令和3年度で約483億3515万円、令和4年度で約405億9223万円である。

前記アの佐賀有明漁協が運営する共販を利用して販売されている販売金額が前記の販売金額の合計に占める割合は、令和2年度で約46.3パーセント、令和3年度で約45.0パーセント、令和4年度で約41.3パーセントである。

2 佐賀有明漁協による乾海苔の系統外出荷に関する制限

(1) 佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、同漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、乾海苔の全量について系統出荷を求めることにより、乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為

ア 佐賀有明漁協は、遅くとも平成30年10月頃以降、毎年、同漁協管内の海苔生産者に対し、平成30年度から令和2年度までにあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」、令和3年度以降にあつては「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」を提示して、これに署名又は押印した上で同漁協に提出することを要請している。

そして、佐賀有明漁協管内のほとんど全ての海苔生産者は、自らが署名又は押印した「乾海苔共販にかかる誓約書」を同漁協に提出している。

なお、佐賀有明漁協は、平成30年度から令和2年度まで、同漁協管内の海苔生産者に対して、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出を求める代表理事組合長名の文書に、「乾海苔共販にかかる誓約書」の提出がない海苔生産者の乾海苔については入札への出品を拒否する旨を記載していた。

佐賀有明漁協管内の海苔生産者の中には、前記の要請に応じない場合、同漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認められなくなることを懸念し、

「乾海苔共販にかかる誓約書」を同漁協に提出している者がいる。

イ 佐賀有明漁協は、前記アの要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、生産した乾海苔の全量を同漁協に出荷させ、系統出荷を行うようにさせている。

(2) 佐賀有明漁協管内の海苔生産者に対し、佐賀有明漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認める条件として、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協への処分の一任を求めることにより、当該乾海苔の系統外出荷を行わないようにさせている行為

ア 佐賀有明漁協が同漁協管内の海苔生産者に提出を要請している前記(1)アの「乾海苔共販にかかる誓約書」には、「出荷した乾海苔が、入札会において基準価格に達せず消却対象品となった場合は、のり価格の維持安定および品質向上を確保するため、その処分を組合に一任します。」という規定が含まれている。

イ 佐賀有明漁協は、前記アの規定を含む「乾海苔共販にかかる誓約書」に係る前記(1)アの要請により、同漁協管内の海苔生産者に対し、当該海苔生産者が系統出荷を行った乾海苔のうち、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかったものについて、同漁協に処分を一任させ、これを当該海苔生産者に返却しないこととしている。

(3) 指定商社に対し、浜買いを行わないことを求めている行為

ア(ア) 佐賀有明漁協は、遅くとも平成29年10月頃以降、3年ごとに、甲種指定商社に対し、熊本県漁連、福岡有明漁連及び全漁連と連名で、また、乙種指定商社に対し、単独で、乾海苔の生産に当たって使用を禁止する薬剤等並びに違反した場合の契約解除及び損害賠償等について定めた「活性処理剤等に関する覚書」を取り交わすことを要請しているところ、平成29年10月頃及び令和2年11月頃に取り交わした「活性処理剤等に関する覚書」には、「乙は共販に上場された海苔以外は直接、間接を問わず買付を行わないこととし、これに反した場合、甲は共販取引製品についても本覚書を適用しないものとする。」という規定（なお、規定中の「甲」は佐賀有明漁協等を、「乙」は指定商社を指す。このアにおいて同じ。）が含まれていた。

そして、全ての甲種指定商社は、佐賀有明漁協、熊本県漁連、福岡有明漁連及び全漁連との間で「乾海苔入札及び売買契約書」の締結に付随

して、また、全ての乙種指定商社は、佐賀有明漁協との間で「乾海苔入札及び売買契約書」の締結に付随して、これら覚書を取り交わしている。

(イ) 佐賀有明漁協は、令和５年１１月頃に指定商社との間で取り交わした「活性処理剤等に関する覚書」において、前記規定を「甲が主催する共販取引製品以外については、本覚書を適用しないものとする。」に変更している。

イ(ア) 九州共販協議会は、遅くとも平成３０年１０月頃以降、毎年、甲種指定商社の任意団体である全九州地区海苔入札指定商組合（以下「指定商組合」という。）に対し、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わすことを要請しているところ、当該確認書には、平成３０年度から令和元年度までにあつては、「指定商社は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわないこととし、これに違反した場合、共販取引製品についても売買契約書を適用しないものとする。」という規定が含まれていた。そして、指定商組合は、九州共販協議会との間で、毎年、「乾海苔共販に関する確認書」を取り交わしている。

なお、佐賀有明漁協と甲種指定商社との間で締結される前記ア(ア)の「乾海苔入札及び売買契約書」及び佐賀有明漁協と乙種指定商社との間で締結される前記ア(ア)の「乾海苔入札及び売買契約書」には、入札はこれらの契約書に定める規定のほか当該確認書の定めに従って実施される旨の規定がある。

(イ) 九州共販協議会は、指定商組合からの求めにより令和２年１１月５日付の指定商組合との「乾海苔共販に関する確認書」から、浜買いを行わないこととする旨の規定を削除している。

ウ(ア) 佐賀有明漁協がかねてから乙種指定商社を対象として定めている「県内商社共販取扱い規約」には、遅くとも平成３０年１０月頃から令和５年６月頃までの間、「乙は、共販に上場された乾海苔以外は買付を行なわないこととし、これに違反した場合、甲は指定を取り消す場合もある。」という規定（なお、規定中の「甲」は佐賀有明漁協、「乙」は乙種指定商社を指す。）が含まれていた。加えて、佐賀有明漁協は、毎年、乙種指定商社に対し、当該規約を遵守する旨を定めた「誓約書」を提示して、これに記名及び押印した上で提出するよう要請している。そして、全ての乙種指定商社は、毎年、自らが記名及び押印した「誓約書」を佐賀有

明漁協に提出している。

(イ) 佐賀有明漁協は、令和 5 年 6 月に「県内商社共販取扱い規約」を改定し、前記規定を削除している。

(4) 指定商社に対し、佐賀有明漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔について、佐賀有明漁協が処分することの確認を求めている行為

ア 九州共販協議会が指定商組合に取り交わすことを要請している前記(3)イ(ア)の「乾海苔共販に関する確認書」には、平成 30 年度から令和 4 年度までにあつては、「札無品と確定した時、その明細を明らかにし」、「処分するものとする」という規定が含まれていた。

そして、佐賀有明漁協は、同漁協が実施する入札に付したものの応札されなかった乾海苔のほとんど全てを処分していた。

イ 九州共販協議会は、令和 5 年 11 月 7 日付の指定商組合との間で取り交わした「乾海苔共販に関する確認書」において、前記規定を「札無品と確定した時、甲はその明細を乙に報告し、生産者に確認した上で処理するものとする。」（なお、規定中の「甲」は佐賀有明漁協等を、「乙」は甲種指定商社を指す。）に変更している。

3 前記 2 (1)から(4)までの行為による影響等

前記 2 (1)及び(2)の佐賀有明漁協の行為は、同漁協管内の海苔生産者が自ら生産した乾海苔の系統外出荷を事実上禁止するものである。

また、前記 2 (3)及び(4)の佐賀有明漁協の行為は、同漁協管内の海苔生産者が系統外出荷を行う場合に有力な販売先となり得る指定商社が浜買いを行うことを制限し、前記 2 (1)及び(2)の佐賀有明漁協の行為の実効性を高めるものである。

そして、佐賀有明漁協管内で生産される乾海苔のほとんど全てが、系統出荷により流通しており、系統外出荷により流通する乾海苔は僅かな量にとどまっている。

前記 2 (1)から(4)までの行為の影響を具体的に示す例として、以下のような事実がある。

(1) 佐賀有明漁協管内の海苔生産者の中には、同漁協の前記 2 (1)の行為により、同漁協が運営する乾海苔の共販の利用を認められなくなること、区画漁業権の行使を認められなくなること等を懸念して、自らが生産した乾海苔の系統外出荷を断念している者や僅かな量に抑えている者がいる。

加えて、指定商社の中には、佐賀有明漁協の前記 2 (1)の行為により、実際に乾海苔の浜買いに応じてくれる佐賀有明漁協管内の海苔生産者を見つけることが困難となっている者がいる。

なお、海苔生産者の中には、「乾海苔共販にかかる誓約書」に含まれていた「製造した乾海苔は、全量組合に出荷します。」という規定が、令和 3 年度から「製造した乾海苔は、全量組合に出荷するよう努めます。」という規定に変更された事実を把握していない者や、佐賀有明漁協から当該変更された事実の説明を受けていない者がいる。

- (2) 佐賀有明漁協管内の海苔生産者の中には、同漁協の前記 2 (2)の行為により、応札されなかった乾海苔の返却を受けられなかったこと等から、当該乾海苔の系統外出荷を断念している者がいる。
- (3) 指定商社の中には、佐賀有明漁協の前記 2 (3)の行為により、同漁協から入札参加資格を取り消されること等を懸念して、浜買いを断念している者や僅かな量に抑えている者がいた。
- (4) 指定商社の中には、佐賀有明漁協の前記 2 (4)の行為により、応札されなかった乾海苔を佐賀有明漁協が処分することとされていたため、当該乾海苔の浜買いを断念している者がいた。

第 2 法令の適用

前記事実によれば、佐賀有明漁協は、同漁協管内の海苔生産者による乾海苔の系統外出荷を制限しているものであり、これは、佐賀有明漁協が、同漁協管内の海苔生産者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、当該海苔生産者と取引しているものであって、不公正な取引方法（昭和 5 7 年公正取引委員会告示第 1 5 号）の第 1 2 項に該当し、独占禁止法第 1 9 条の規定に違反するものである。

よって、佐賀有明漁協に対し、独占禁止法第 2 0 条第 1 項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和 6 年 5 月 1 5 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 古 谷 一 之

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

委 員 吉 田 安 志

委 員 泉 水 文 雄

別紙

番号	用語	定義
1	海苔生産者	漁協から海苔の養殖業に係る区画漁業権の行使を認められて、乾海苔を生産する当該漁協の組合員
2	乾海苔	養殖して収穫した海苔から異物を除去し、洗浄、細断等を行った上で、均一の厚さの板状になるように伸ばして乾燥させたもの
3	共販	海苔生産者が生産した乾海苔について、検査や等級付けを行った上で、漁業協同組合連合会等が実施する入札により、海苔製品の製造業者又は販売業者に販売する仕組み
4	系統出荷	海苔生産者が、自ら生産した乾海苔を、佐賀有明漁協が運営する共販を利用して販売すること
5	系統外出荷	海苔生産者が、系統出荷以外の方法により自らが生産した乾海苔を販売すること
6	指定商社	後記番号10の甲種指定商社及び後記番号11の乙種指定商社の総称
7	浜買い	海苔製品の製造業者又は販売業者が、佐賀有明漁協が運営する共販を利用せずに、佐賀有明漁協管内の海苔生産者から乾海苔を買い付けること
8	漁業権	漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき行政庁の免許を受けた者が、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利
9	区画漁業権	漁業権のうち、一定の区域において養殖業を営む権利
10	甲種指定商社	佐賀有明漁協、熊本県漁連、福岡有明漁連又は全漁連が九州地区において実施する全ての乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者
11	乙種指定商社	佐賀有明漁協が実施する乾海苔の入札に参加できる資格を有する海苔製品の製造業者又は販売業者